地域公共交通協議会とは・・・

参考資料１

■設置要綱では・・・

①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会として、対象事業となる公共交通事業について検討・協議し、合志市地域公共交通計画（関連計画を含む）を策定し、事業を推進・実施していきます。

②道路運送法の規定に基づいた地域公共交通会議として、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議していきます。

■具体的に何をしていく協議会？

①地域公共交通に関する計画の策定

②現在市内を運行しているレターバス(３ルート)、
乗り合いタクシー(５ルート)の現状把握、課題抽出
→運行ルート、運行形態、運行ダイヤについて協議

③路線バス・鉄道空白地域を対象とした補助金の認定申請、
バス停の新設協議等

■今までの取組内容(一部抜粋)

・H20年４月　協議会設置
・H22年10月　レターバス運行開始
・H24年７月　増便
・H27年10月　運賃改定、ダイヤ改正
・R2年10月　運行ルート改訂(乗り継ぎ型に)
・R6年4月　ダイヤ改正(南ルート路線変更、土日祝ダイヤ新設)